

厚生委員会議案説明資料

令和5年9月27日

件名	頁
1 第123号議案 債権の放棄について・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2 第135号議案 足立区地域保健福祉推進協議会条例の一部を改正する条例	6

(福祉部)

第 1 2 3 号議案説明資料

令和 5 年 9 月 2 7 日

件 名	債権の放棄について																
所管部課名	福祉部 福祉管理課																
内 容	<p>足立区が所有する次の債権を放棄する。</p> <p>1 内容</p> <p>(1) 債権</p> <table><tr><td>種類</td><td>足立区生業資金貸付金</td></tr><tr><td>借受理由</td><td>飲食店（居酒屋）改装資金</td></tr><tr><td>貸付金額</td><td>1, 5 0 0, 0 0 0 円</td></tr><tr><td>貸付決定日</td><td>平成 5 年 2 月 1 7 日</td></tr><tr><td>償還期間</td><td>平成 5 年 1 0 月から平成 1 0 年 9 月まで</td></tr><tr><td>最終納付日</td><td>令和 5 年 2 月 1 8 日</td></tr></table> <p>(2) 債務者</p> <table><tr><td>借受人</td><td>足立区保木間在住者（生活保護受給中）</td></tr><tr><td>連帯保証人</td><td>足立区保木間在住者（生活保護受給中）</td></tr></table> <p>(3) 放棄する債権の額（元利金及び延滞金）</p> <p>1, 2 6 9, 7 9 0 円</p> <p>2 経過</p> <p>別紙 2 「債権放棄」経過について参照</p> <p>3 債権放棄の理由</p> <p>(1) 借受人は平成 2 3 年 1 1 月 1 5 日付で生活保護受給開始、連帯保証人は令和 4 年 4 月 1 日付で生活保護受給開始。</p> <p>(2) 借受人及び連帯保証人は現在、生活保護受給中であること、両者ともに年齢が 8 0 歳を超え、年金収入と生活保護費で暮らしており、預金残高も僅少で、資産がないことから、令和 5 年 5 月「足立区債権等処理判定委員会」で債権放棄が妥当との答申を得た。</p> <p>(3) 以上の理由から、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 0 号の規定に基づく議決事件として債権を放棄する。</p> <p>4 今後の方針</p> <p>本貸付金の新規貸付はすでに終了しており、令和 4 年度に特別収納対策課と協議し、全件の処理方針を決定した。これに基づき、引き続き適切な債権処理に努めていく。</p>	種類	足立区生業資金貸付金	借受理由	飲食店（居酒屋）改装資金	貸付金額	1, 5 0 0, 0 0 0 円	貸付決定日	平成 5 年 2 月 1 7 日	償還期間	平成 5 年 1 0 月から平成 1 0 年 9 月まで	最終納付日	令和 5 年 2 月 1 8 日	借受人	足立区保木間在住者（生活保護受給中）	連帯保証人	足立区保木間在住者（生活保護受給中）
種類	足立区生業資金貸付金																
借受理由	飲食店（居酒屋）改装資金																
貸付金額	1, 5 0 0, 0 0 0 円																
貸付決定日	平成 5 年 2 月 1 7 日																
償還期間	平成 5 年 1 0 月から平成 1 0 年 9 月まで																
最終納付日	令和 5 年 2 月 1 8 日																
借受人	足立区保木間在住者（生活保護受給中）																
連帯保証人	足立区保木間在住者（生活保護受給中）																

5 「足立区債権等処理判定委員会」とは

区の債権回収を迅速かつ適切に行うため、足立区債権等処理判定委員会設置条例に基づき設置された区の附属機関。委員構成は、学識経験者4名、民生・児童委員1名の5名から成る。

委員構成

	役職	職業等
学識経験者	委員長	弁護士
	副委員長	弁護士
	委員	大学教授
	委員	税理士
民生・児童委員	委員	

足立区生業資金貸付金 「債権放棄経過について」

債務者の償還経過と区の主な対応

時期	対応内容（借受人）	対応内容（連帯保証人）
平成 5 年 10 月～ 平成 10 年 4 月	① 償還開始当初より納付されず、滞納となる。納付を促すために借受人及び連帯保証人に連絡を取り続けるが、債務者からは納付されず。	
平成 10 年 5 月～ 平成 10 年 10 月	① 借受人の宛所が不明となり、借受人が営業する店も移転したため、借受人と連絡が取れなくなる。 ② 10 月に借受人と連絡が取れるようになり、納付交渉を行う。	① 連帯保証人に借受人の転居先や店の移転先の情報を尋ねるとともに、移転先の現地調査を行う。
平成 10 年 11 月～ 平成 11 年 5 月	① 借受人の転居先が判明し、訪問徴収員による訪問を開始。 ② 職員による現地調査や連帯保証人との連絡も継続する。	① 連帯保証人も借受人に対して、納付するように説得を続ける。
平成 11 年 6 月～ 平成 21 年 7 月	① これまで経営不振を理由に納付が滞っていたが、分割納付交渉の結果、平成 11 年 6 月に 5,000 円の初回納付。 ② 以後は平成 21 年 7 月まで、2,000 円から 5,000 円の範囲で、分割納付が継続。	
平成 21 年 8 月～ 平成 22 年 10 月	① 平成 21 年 8 月以降、再び納付が途絶えたため、借受人及び連帯保証人に連絡を取る。 ② 未納期間中も、訪問徴収員による借受人宅の訪問を継続。 ③ 借受人及び連帯保証人に対し、催告書を送付する。 ④ 借受人は怪我、体調不良等により店に出られないため、納付を待ってほしいとの訴えあり。 ⑤ 平成 22 年 5 月からは、訪問徴収員が連帯保証人宅も訪問するが、連帯保証人の宛所が不明となり、連帯保証人と連絡が取れなくなる。なお、平成 22 年 10 月に連帯保証人の新住所が判明。	
平成 22 年 11 月～ 平成 23 年 2 月	① 借受人より断続的に月 2,000 円の分割納付。	
平成 23 年 3 月～ 平成 23 年 10 月	① 平成 23 年 3 月以降、再び納付が途絶えたため、借受人及び連帯保証人に連絡を取る。 ② 未納期間中も、訪問徴収員による借受人宅の訪問を継続。 ③ 借受人及び連帯保証人に対し、催告書を送付する。 ④ 毎月の訪問徴収の際、借受人より経営不振のため、納付を来月まで待ってほしいとの訴えあり。 ⑤ 平成 23 年 9 月に、借受人の店が経営不振で廃業となる。	

時期	対応内容（借受人）	対応内容（連帯保証人）
平成23年11月	<p>① <u>平成23年11月15日付で生活保護受給開始。</u></p> <p>② 疾病のため入院。</p>	
平成23年12月～ 平成26年3月	<p>① 訪問徴収員による借受人宅の訪問を継続。</p> <p>② 借受人に対し、催告書を送付する。</p> <p>③ 平成26年3月、借受人より年金支給月の隔月2,000円の分割納付をお願いしたいとの訴えあり。</p>	<p>① 連帯保証人については、生活保護受給による生活困窮状態にあるといえず。</p> <p>② 連帯保証人に対し、催告書を送付する。</p>
平成26年4月～ 令和3年7月	<p>① 訪問徴収員が隔月に借受人宅を訪問し、2,000円の分割納付が継続。</p>	
令和3年7月～ 令和5年2月	<p>① 要介護状態となる。</p> <p>② 訪問徴収員の訪問による隔月2,000円の分割納付が継続。</p>	<p>① 借受人の生活介助のため、令和3年7月12日付で借受人との同居を開始。借受人と同住所の別世帯。</p> <p>② <u>令和4年4月1日付で生活保護受給開始。</u></p>
令和4年5月～ 令和5年2月	<p>① 訪問徴収員の訪問による隔月2,000円の分割納付が継続。</p>	
令和5年4月	<p>① 令和5年5月の「足立区債権等処理判定委員会」における債権放棄の可否についての諮問に向けて、令和5年4月19日に借受人宅を訪問し、借受人及び連帯保証人の現在の生活状況について聴取。</p> <p>② 借受人及び連帯保証人は年齢が80歳を超え、現在も生活保護受給中で、世帯の収入額と支出額はほぼ同額、両名の口座通帳の振込金額に相違なく、残高は僅少で、資産もない。</p>	
令和5年5月	<p>① 本件については、足立区の債権の管理等に関する条例第14条第5号「債務者が著しい生活困窮状態（生活保護法の適用を受け、又はこれに準じる状態をいう。）にあり、支払いが困難であるとみとめられるとき。」に該当する。</p> <p>② 債権放棄の判断を「足立区債権等処理判定委員会」に付議した結果、「借受人及び連帯保証人は生活保護法の適用を受けている生活困窮状態にあり、年齢等を考慮すると改善の見込みがないと判断できる。」との理由により、債権の放棄について賛成との答申を得た。</p>	

第 1 3 5 号議案説明資料

令和 5 年 9 月 2 7 日

件 名	足立区地域保健福祉推進協議会条例の一部を改正する条例
所管部課名	福祉部 福祉管理課
内 容	<p>1 改正内容 第 2 条 1 項「<u>老人</u>保健福祉の推進に関すること。」の表記を「<u>高齢者</u>保健福祉の推進に関すること。」に改正する。</p> <p>2 新旧対照表 別紙 1 のとおり</p> <p>3 施行年月日 公布の日から施行する。</p>

改正前	改正後
<p>○足立区地域保健福祉推進協議会条例 平成12年 3 月31日 条例第37号</p> <p>改正 令和 4 年 7 月11日 条例第26号</p> <p>足立区地域保健福祉推進協議会条例を公布する。 足立区地域保健福祉推進協議会条例 (略) (所掌事項)</p> <p>第 2 条 協議会は、区長の諮問に応じ、次の事項について調査・研究・協議し、答申する。</p> <p>(1) 老人保健福祉の推進に関すること。 (2) 地域保健医療の推進に関すること。 (3) 介護保険事業の推進に関すること。 (4) 児童福祉の推進に関すること。 (5) 障がい者福祉の推進に関すること。 (6) 健康づくりの推進に関すること。 (7) 足立区地域保健福祉計画に関すること。 (8) 前各号のほか、地域保健福祉の推進に関し必要な事項</p> <p>2 協議会は、地域保健福祉の推進に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な事項について、区長に建議することができる。 (略)</p>	<p>○足立区地域保健福祉推進協議会条例 平成12年 3 月31日 条例第37号</p> <p>改正 令和 4 年 7 月11日 条例第26号</p> <p>足立区地域保健福祉推進協議会条例を公布する。 足立区地域保健福祉推進協議会条例 (略) (所掌事項)</p> <p>第 2 条 協議会は、区長の諮問に応じ、次の事項について調査・研究・協議し、答申する。</p> <p>(1) 高齢者保健福祉の推進に関すること。 (2) 地域保健医療の推進に関すること。 (3) 介護保険事業の推進に関すること。 (4) 児童福祉の推進に関すること。 (5) 障がい者福祉の推進に関すること。 (6) 健康づくりの推進に関すること。 (7) 足立区地域保健福祉計画に関すること。 (8) 前各号のほか、地域保健福祉の推進に関し必要な事項</p> <p>2 協議会は、地域保健福祉の推進に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な事項について、区長に建議することができる。 (略)</p> <p>付 則 この条例は、公布の日から施行する。</p>